

荒川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

荒川水系においては、平成14年4月に「荒川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「整備計画」という。）を平成16年3月に策定し、整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、整備計画策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として「荒川水系流域委員会」を設立するものです。